

○国土交通省告示第二百六十一号

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第三十一号）の施行に伴い、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

告示
道路運送法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示

（旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第五項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置の一部改正）

第一条 旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第五項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置（平成十八年国土交通省告示第千八百八号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第三十八条第五項」を「第三十八条第六項」に改める。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第四項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置の一部改正）

第二条 貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第四項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置（平成十八年国土交通省告示第千九十二号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改める。

（自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示の一部改正）

第三条 自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示（平成二十一年国土交通省告示第千二百二十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「ファクシミリ装置」を削る。

(旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示の一部改正)

第四条 旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示(平成二十八年国土交通省告示第千三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五号中「乗務記録」を「業務記録」に改め、第九号中「乗務員台帳」を「乗務員等台帳」に、「及び第二項の乗務員台帳」を、「第二項及び第五項の乗務員等台帳並びに同条第七項の保安員証」に改め、第十号中「並びに」を、「」に改め、「結果の記録」の下に「並びに同条第三項の規定による指導監督の記録」を加える。

(自家用有償旅客運送者が安全な運転のための確認等において用いるアルコール検知器を定める告示の一部改正)

第五条 自家用有償旅客運送者が安全な運転のための確認等において用いるアルコール検知器を定める告示(令和四年国土交通省告示第百六十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一条の十七第三項第七号」を「第五十一条の十七第三項第九号」に改める。

附 則

この告示は、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

国土交通省告示第千九十二号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第七項の規定に基づき、貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月十九日

国土交通大臣 北側 一雄

貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第七項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第七項の規定に基づき、1に掲げる目的を達成するため、2に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ、貨物自動車運送事業の従業員に対して指導及び監督を行うための措置を講じるものとする。

1 目的

この指針は、貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、運転者に対する指導及び監督その他の輸送の安全の確保に係る措置を一層確実に行うため、全従業員に対して、組織的に、効果的かつ適切な指導及び監督を実施することを目的とする。

2 効果的かつ適切な指導及び監督の実施に必要な措置

(1) 事業者は、貨物自動車運送事業の運営において輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させるため、輸送の安全に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）を定め、全従業員に対して周知を図らなければならない。

(2) 事業者は、基本的な方針に基づき、事故件数、輸送の安全に資する機械器具の導入状況その他の輸送の安全に関する具体的な目標を設定し、当該目標の達成に向けて適切に措置を講じなければならない。

(3) 事業者は、従業員に対する教育及び研修を体系的に実施する等の措置を講じなければならない。

(4) 事業者は、事故、災害等に関する報告、自社の事業用自動車の運転者が運転中に他の自動車若しくは歩行者等と衝突し、又は接触するおそれがあったと認識した実例（いわゆる「ヒヤリ・ハット体験」）、事故の防止を図る上で効果的な事例その他の指導及び監督に資する情報の伝達が適切に行われるよう措置を講じなければならない。

3 効果的かつ適切な指導及び監督の実施に当たり配慮すべき事項

事業者は、指導及び監督を効果的かつ適切に実施するに当たっては、次に掲げる事項に配慮することが望ましい。

(1) 適切な組織体制の整備
複数事業者間の連携等

相互に密接に関連する他の事業者がある場合には、基本的な方針の統一、教育及び研修の共同実施

等により緊密に連携を図ること。

事業者内部の透明性の確保

基本的な方針の策定や目標の設定等に当たり、経営の責任者と従業員による意見交換等を十分に行うこと。

輸送の安全に関する施策の効果的な実施等

効果的な目標の設定

輸送の安全に関する目標の設定に当たっては、事業者全体の目標に加え、個々の事務所その他の営業所における目標を設定するとともに、当該目標を達成した場合には、それより高い目標を設定すること。

参加・体験・実践型の教育及び研修の実施等

教育及び研修を実施するに当たっては、対象となる従業員の年齢、経歴、能力等に応じた具体的な計画を作成し、具体的な事例を解決することに重点を置く手法や、グループ討議等の手法を取り入れた教育及び研修を実施するとともに、当該教育及び研修を一層充実したものとするためにその効果の確認を行うこと。

指導及び監督の内容の見直し

輸送の安全の確保に係る措置をさらに高度なものとするため、必要に応じて、現在の指導及び監督

の内容の見直しを行うこと。

貨物自動車運送事業輸送安全規則

3 一般貨物自動車運送事業者等は、特定自動運行保安員が転任、退職その他の理由により特定自動運行保安員でなくなった場合には、直ちに、当該特定自動運行保安員に係る第一項の運転者等台帳に特定自動運行保安員でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

(従業員に対する指導及び監督)

第十条 (略)

3 貨物自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車の特定自動運行保安員に対し、特定自動運行事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

5 (略)

(異常気象時等における措置)

11 貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(安全の確保のための服務規律)

12 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る事業用自動車の運行の安全を確保するための乗務員等の服務についての規律を定めなければならない。

(乗務員)

16 貨物自動車運送事業者の運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員(第三十四条において「乗務員」という。)は、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 四 (略)

(運転者)

17 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 二 (略)

三 乗務を開始しようとするとき、第七条第三項に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、同条第一項から第三項までの規定により貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者にこれらの規定による報告をすること。

三 二 事業用自動車の運行中に当該事業用自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、運行を中止し、貨物自動車運送事業者に報告すること。

四 八 (略)

(新設)

(従業員に対する指導及び監督)

第十条 (略)

2 (略)

(新設)

3 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員に対する適切な指導をしなければならない。

4 (略)

(異常気象時等における措置)

11 貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(安全の確保のための服務規律)

12 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る事業用自動車の運行の安全を確保するための乗務員の服務についての規律を定めなければならない。

(乗務員)

16 貨物自動車運送事業者の乗務員は、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 四 (略)

(運転者)

17 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 二 (略)

三 乗務を開始しようとするとき、第七条第三項に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、第七条第一項から第三項までの規定により貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者にこれらの規定による報告をすること。

(新設)

四 八 (略)

国土交通省告示第1224号

道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)を実施するため、自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示を次のように定める。

平成21年11月20日

国土交通大臣 前原 誠司

自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響の大きい事故の速報に関する告示

- 1 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)特定第2種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者は、その使用する自動車の事故に関し、報道機関による報道があったとき又は取材を受けたときその他当該事故の社会的大きいと認められるときは、電話、**ファクシミリ装置**その他適当な方法により、できる限り速やかに、その事故の概要を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に速やかに速報するよう努めなければならない。
- 2 運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の規定による速報を受けた場合は、遅滞なく、地方運輸局長を経由して、国土交通大臣に進達しなければならない。

附則

この告示は、平成21年12月1日から施行する。